

家庭用エアコンについて/ 賃貸管理業者に 法的義務が発生?!

まずは診断!

あなたはどちらのタイプ? /

✓ 家庭用エアコンを所有している <賃貸管理業者が所有者・排出者>

▶家電リサイクル法のルールに則ってエアコンを処分してください。

**✓ 家庭用エアコンを調達し、
購入費用をオーナーへ請求している**

<オーナーが所有者・排出者>

▶家電リサイクル法では、この行為は「**小売業者**」と見なされます。
賃貸管理業者は、

- 所有者からの引取り
- 製造業者等(指定引取場所)への引渡し
- リサイクル料金等の事前公表、適正額での料金徴収等
- 家電リサイクル券の交付・管理・保管(3年間保存など)

以上4つの義務を果たす必要があります。

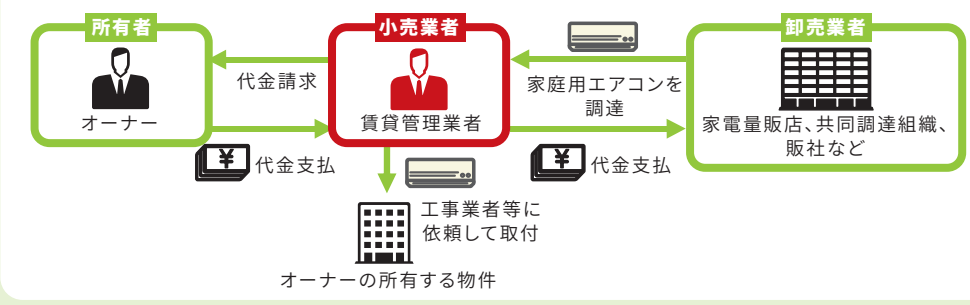
Q&A

Q. 小売業者って、家電量販店などのことでしょ？
賃貸管理業者は関係ないんじゃないの？

いいえ。家電リサイクル法の小売業者に該当する者は、業種(業態)に関係なく、調達販売時の役割で決まります。
エンドユーザーに最終的に直接販売したプレーヤーが【小売業者】となり、義務が発生します。
調達販売時の役割で小売業者の義務発生は決定しており、廃棄時の役割は関係ありません。(後から変更もできません)

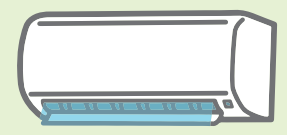
【参考】「家電リサイクル法上の小売業者」について

■家電リサイクル法上の小売業者の定義
オーナーに対して、最終的に家庭用エアコンを販売した者が、小売業者と見なされます。
■賃貸管理業者が小売業者に該当する場合の例
賃貸管理業者が、家電量販店・共同調達組織・販売などから家庭用エアコンを調達し、オーナーへ代金請求している場合には、賃貸管理業者が「小売業者」と見なされます。(家電量販店、共同調達組織、販売などは、「卸売業者」と見なされます。)



Q. 賃貸物件のエアコンは事業者が排出するから業務用エアコンになるんじゃないの？

いいえ。エアコンは「誰が排出するか」ではなく、「製品の種類」によって家庭用か業務用かが製造段階で既に決まっています。
住宅賃貸物件に設置されているエアコンの多くは「家庭用エアコン」であり、その場合は家電リサイクル法の対象になります。右のイラストのようなエアコンは、たとえ事務所で使われていても、廃棄するのが法人であっても、まずは「家庭用エアコン」であるとお考えください。判断がつかない場合は、家電リサイクル券センター(RKC)コールセンターにお問い合わせください。(フリーダイヤル 0120-319640)



Q. 廃棄物処理法さえ守っておけばいいんじゃないの？

いいえ。個別法があるものは個別法の内容が優先されます。家電リサイクル法、建設リサイクル法などがその例です。

Q. 家電リサイクル法でのリサイクルって、具体的に賃貸管理業者は何をしたらいいの？

小売業者に該当する賃貸管理業者は、使用済みエアコンを引取り、家電リサイクル券を発行して、メーカー等に引き渡す義務があります。
家電リサイクル券の発行方法など詳しくは次ページをご覧ください。